

【研究論文】

「ケベック価値憲章」をめぐる論争 Le débat sur la Charte des valeurs québécoises

飯 笹 佐 代 子
IIZASA Sayoko

Résumé

On assiste présentement à un grand débat au Québec. Ce débat gravite autour du projet de la Charte des valeurs québécoises proposée par le gouvernement de Pauline Marois le septembre 2013. Le projet fut présenté comme une réponse du gouvernement à la controverse au Québec en matière d'accommodement religieux. Par la suite, la loi 60 fut déposée le 7 novembre 2013 à l'Assemblée nationale du Québec sous le nom de la "Charte affirmant les valeurs de laïcité et de neutralité religieuse de l'État ainsi que d'égalité entre les femmes et les hommes et encadrant les demandes d'accommodement". La question la plus controversée dans ce projet est sur la prohibition au travail du port de tout "signe religieux ostentatoire" pour les employés des institutions de l'État québécois. Refusant l'idée de 'laïcité ouverte' recommandée par la commission Bouchard-Taylor, cette proposition changera la direction du pluralisme reconnue au Québec. Le but de cet article est d'essayer de saisir la situation actuelle dans la société interculturelle du Québec en tenant compte du débat sur le projet de la charte. L'article se focalisera sur des points litigieux importants dans le projet de la charte jusqu'à présent (mars 2014). L'intention politique du projet y sera aussi examinée.

キーワード：ケベック価値憲章、60号法案、アコモデーション、ライシテ、宗教的シンボル

Mots-clés : Charte des valeurs québécoises, projet de loi 60, accommodement, laïcité, signe religieux

はじめに

ケベック州では2013年秋より、ポリーヌ・マロワ（Pauline Marois）政権が提案した「ケベック価値憲章（Charte des valeurs québécoises）」¹をめぐる大きな論争が起こっている。その最大の争点となっているのが、公務員²に対して勤務中にイスラームのスカーフやキッパ、ターバンなどの、これ見よがしな宗教的シンボル（signes religieux ostentatoires）の着用を禁止するというものである。十字架も目立つ大きさであれば着用禁止の対象に含まれる。

これまでケベックが、少なくとも宗教的シンボルの規制という点でフランス的な「ライシテ（laïcité）」³とは一線を画してきた状況を見ると⁴、同憲章の提案は多元主義に関する大きな政策転換へ舵を切ることを意味する。また、ジャン・シャレ（Jean Charest）前政権下の「文化的差異に係るアコモデーションの実践に関する諮問委員会（Commission de consultation sur les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturelles）」⁵が2008年の報告書で提案した「開かれたライシテ（laïcité ouverte）」という考え方を否定することでもある。社会学者のジェラルド・ブシャール（Gérard Bouchard）と政治哲学者のチャールズ・テイラー（Charles Taylor）の二人が共同委員長を務めた同委員会（以下、ブシャール＝テイラー委員会）が2007年2月に発足したのは、宗教的アコモデーション⁵をめぐる前年から先鋭化していた問題に対応するためであった⁶。1年余に渡る実態調査を踏まえてまとめられた報告書『未来を築く－調和のとき（Fonder l'avenir : Le temps de la conciliation）』（以下、『ブシャール＝テイラー報告』）⁷では、最優先されるべき5つの勧告事項の筆頭に、インターカルチュラリズム（interculturalisme）の政策としての明確化とともに、ライシテに関する白書の作成が掲げられた（ブシャール、テイラー、2011、p.141）。しかし、その後、両者とも実現されることなく棚上げにされてきた⁸。「ケベック価値憲章」の提案は、ライシテに関するマロワ政権による対抗的な応答という側面を持っている。

「ケベック価値憲章」案は、2013年9月10日に正式に州民に公表され、パブリック・コメントの募集を経て、11月7日に60号法案としてケベック州議会に上程された。その間、2ヶ月足らずという迅速さであった。ライシテの憲章化は2012年9月の州議会選挙の際にケベック党の公約にされたとはいえ、この時期になぜ、拙速に憲章を法案化する必要があったのだろうか。2014年3月現在において法案は審議中であり、そのゆくえは4月7日の州

議会総選挙後に委ねられている。ここでは本件の重要性に鑑み、さしあたり現時点（2014年3月）までの「ケベック価値憲章」をめぐる動向と反響を追いつながら、同憲章における争点ないしは問題点について明らかにしたい。また、同憲章の政治的な意味にも着目する。

なお、筆者は折しもケベックでの調査滞在中に、同憲章案の公表とその反響の一部を観察する機会を得た。本稿は、その現地調査報告であるとともに、同憲章をめぐる論争を手がかりに、多文化社会ケベックの動向を把握する上での論点と課題を探る試みでもある。

1. 「ケベック価値憲章」とは何か

まず、「ケベック価値憲章」の内容と法案上程までの経緯について概観しておこう。

1.1. 2013年9月10日の「ケベック価値憲章」案

マロワ政権の民主的制度および市民参加の担当大臣（Ministre responsable des Institutions démocratiques et de la Participation citoyenne）のベルナルド・ドゥランヴィル（Bernard Drainville）により、「ケベック価値憲章」案が『私たちの価値を信じるから（*Parce que nos valerus, on y croit*）』と題されたパンフレット⁹とともに公表されたのは、2013年9月10日である。同憲章提案の趣旨について概括すると、次のようになる¹⁰。

2006年以降の宗教的アコモデーションをめぐる問題の深刻化を受けてブシャール＝テイラー委員会が2008年に報告書を公表したが、以来、何らルールが定められてこなかった。社会の調和を推進し、さらなる社会的緊張を避けるけるためには、すべての人々にとって明確なルールの定義が必要である。その際に、男女平等やライシテといった、ケベック社会の基本的な価値を確認しなければならない。出自がどこであれ、こうした価値に基づいて確固たるケベック・アイデンティティは構築されるべきである。そのためには、とりわけ「国家（État）」¹¹の宗教的中立性を確立することが求められる。「国家」は各人の信仰を尊重するためにこそ中立でなければならない、その原理があらゆる信仰に対する平等かつ正当な扱いを保証しつつ、多元主義を奨励するものだからである。これまでケベックでは、学校制度などの脱宗教化を進めてきたが、今こそケベックの公的機構（*institutions publiques*）における宗教的中立性を公式化する機が熟したのである、と。そして、パンフレットにはこれらの目的を実現するために、以下の5つの具体的な提案が挙げら

れている¹²。

- 1) 人の権利と自由のケベック憲章 (Charte québécoise des droits et libertés de la personne, 以下、ケベック人権憲章) を改定する——「国家」の宗教的中立性と公的機構のライクな性質を同憲章に記載するとともに、アコモデーションの要求を規制するための規定を設け、それが認められ得る条件を明記する。その際に、とりわけ男女平等の尊重を重視する。
- 2) 公務員 (personnel de l'État) の中立と制限の義務を明記する——「国家」の中立性と宗教との分離を反映するものとして、公務員の勤務中における宗教的な制限と中立の義務を法律で定める。
- 3) これ見よがしな宗教的シンボル (signes religieux ostentatoires) の着用を規制する——公務員に対して勤務中に目立ちやすい (facilement visibles)、示威的な性質 (caractère démonstratif) を有する宗教的シンボルの着用を禁止する。小さなイヤリングやペンダント、指輪などは許容される (図1を参照)。禁止の対象となるのは州の省・政府機関の職員、処罰の権限を行使する職務の従事者 (ケベック州が任命した判事、検事、警察官、刑務官)、CPE (公立保育所) および公的補助を受けている私立保育所の職員、教育委員会および公立の初等・中等学校の教職員、

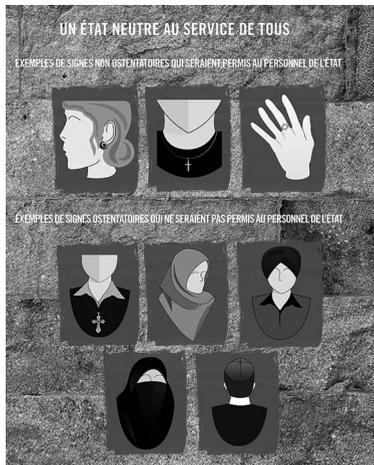


図1. 宗教的シンボルのうち上3つは許容、下5つは禁止
出典：Parce que nos valerus, on y croit: propositions gouvernementales, Gouvernement du Québec, septembre 2013, p.5.

CEGEP（大学準備教育としての2年制の教養教育または3年制の専門課程）および大学の教職員、公的な保健医療・福祉関係の従事者、自治体の職員。ただし、CEGEPや大学、公的な保健医療・福祉関係機関、自治体については5年間の免除が可能であり、その更新も可とする。

- 4) 公的サービス（service de l'État）を提供する際も、また受ける際も、顔を覆わないことを義務化する（すなわち、ブルカやニカブの着用禁止）
- 5) 公的機関（organismes de l'État）に適用する政策を策定する——宗教的中立性を保証し、宗教的アコモデーションを管理するための政策を、各省及び全ての公的機関が導入する。

1.2. 憲章案の反響

「ケベック価値憲章」案が正式に公表されたのは9月10日であるが、宗教的シンボル着用の是非をめぐる論争はすでに8月中旬より加熱していた。政権側が公表に先立ち意図的にその内容をメディアにリークしたというのが大方の見解である。各界の論者らによるコメントがテレビのインタビューや主要紙等で続々と紹介された。ブシャール＝テイラー委員会の共同委員長を務めたテイラーは、同憲章を個人の自由を侵害する、きわめて排他的なものとして糾弾した¹³。一方、もう一人の共同委員長であるブシャールは、2006年当時のアコモデーションをめぐる騒動のように、メディアが必要以上に煽動しないよう求めた¹⁴。

論争はカナダの他地域にも飛び火し、カナダ史上初のムスリム市長であるアルバータ州のナヒード・ネンシ（Naheed Nenshi）カルガリー市長は、批判を込めて、同憲章に不満を持つケベック住民に向けてカルガリーへの移住を呼びかける談話を発表した¹⁵。

9月10日の公表によって同憲章案の内容が明らかになると、反響はさまざまな形でより拡大していく。経済界からは、ケベック商工会議所のアラン・キルアク（Alain Kirouac）会頭が、憲章によってケベックの対外イメージが悪化し、海外から有能な人材を引きつけることに影響が出かねないとの懸念を表明した¹⁶。一方、ケベックから人材を呼び込むために、オンタリオのある病院がマギル大学の学生新聞に掲載した求人広告も話題となった。その広告には、スカーフを被った女性医師の写真に、「We don't care what's on your head. We care what's in it」というコピーが添えられている¹⁷（図2）。

自治体からは、モンリオール市を含むモンリオール島内の15市の市



図 2. オンタリオの医療機関による求人広告
出典：« Un hôpital ontarien se sert de la Charte des valeurs pour recruter »,
La Presse, 13 septembre 2013.

長が全員一致で、憲章案が法制化された際には、職員の宗教的シンボル着用禁止の免除を州政府に要請することを決定した¹⁸。他方で、ケベック州第4の都市ガティノー市の市長は、「ケベックの価値」を確認する憲章案の理念には賛同を表明しつつ、宗教的シンボル着用の禁止については、同市にはそうした問題はないと述べるにとどまった¹⁹。

9月14日には、モントリオール市内で憲章案に反対する数千人規模のデモ行進が行われた。「イスラーム嫌いに反対するケベック団体（Collectif québécois contre l'islamophobie）」が呼びかけ、ムスリムだけでなくシーク教徒やユダヤ人、先住民らも参加した²⁰。なかでもイスラームのスカーフを被った女性の姿が目立ち、「ヒジャブは宗教的シンボルではなく、生活様式」、「職業か宗教かの選択を迫らないで」などと書かれたプラカードが掲げられた²¹。

「ケベック価値憲章」案をめぐる論争が拡大するなか、10月22日にドゥランザイル大臣は同憲章案に関するパブリック・コメントの総括を発表した。それによると、メール及び電話で計26,305件の意見が寄せられ、うち同憲章案に「概ね賛成」、「一部の修正があれば賛成」と分類されるのが、それぞれ12,443件（47%）、5,606件（21%）で、計68%が支持するとされた。それに対して、「概して反対」、「一部を除けば反対」と分類されるのが、そ

れぞれ 4,154 件（16%）、527 件（2%）で、不支持はわずか 18% とされた（表 1）。

表 1：「ケベック価値憲章」案（2013 年 9 月 10 日公表）にメールまたは電話で寄せられたパブリック・コメントの分類

内訳	件数	割合	
1. 概ね賛成 (favorable général)	12,443	47%	
1. と 2. の合計			68%
2. 以下の修正があれば賛成 (favorable avec modification)	5,606	21%	
① 宗教的シンボルを許容すべき	625		
② 宗教的シンボルの禁止は特定の権限執行者のみにする	272		
③ 宗教的シンボル着用者を保護する条項を設置する	230		
④ 宗教的シンボル着用禁止に関する免除の権利に反対	1,425		
⑤ 議員に対しても宗教的シンボル着用を禁止する	774		
⑥ 州議会議場の十字架は撤去すべき	2,974		
⑦ その他の修正	1,444		
⑧ 不明	106		
3. 概ね反対 (défavorable général)	4,154	16%	
3. と 4. の合計			18%
4. 以下を除き反対 (défavorable avec modification/suggestion)	527	2%	
① アコモデーションの規制には賛成	152		
② 公的サービスを提供/受ける際に顔を覆わないことには賛成	202		
③ 州議会議場の十字架は撤去すべき (提案)	149		
④ その他	102		
⑤ 不明	10		
5. 部分的な意見のみ	1,698	7%	
6. 不明、その他	1,877	7%	
合計	26,305	100%	

出典： http://www.nosvaleurs.gouv.qc.ca/medias/pdf/tableau_compilation_des_commentaires.pdf (2013 年 12 月 20 日閲覧) を基に、筆者が部分的に省略して作成

1.3. 60 号法案の上程

パブリック・コメントの総括の発表を経て、翌月の 11 月 7 日、マロワ政権は同憲章を「ライシテ及び国家の宗教的中立性ならびに男女間の平等の諸価値を確認し、アコモデーションの要求を規制するための憲章 (Charte affirmant les valeurs de laïcité et de neutralité religieuse de l'État ainsi que d'égalité entre les femmes et les hommes et encadrant les demandes d'accommodements)」と改称し、60 号法案 (projet de loi 60) として、ケベック州議会に上程した²²。

同法案の内容は、9 月 10 日の憲章案をほぼ踏まえつつも、注目すべきは、宗教的シンボル着用の禁止に関してはより厳格化が図られている点である。前案では既述のとおり CEGEP や大学、公的な保健・福祉関係機関、自治体は最長 5 年間の免除とその後の更新も可能とされていた。それに対して 60 号法案では「免除 (exemption)」という表現が「移行期間 (période de

transition)」に書き換えられている²³。禁止の例外を認めないとする強硬姿勢は、パブリック・コメントにおいて7割近くが支持しているとする結果に基づくものであろうか。他方で、公務員が禁止命令を遵守しない場合の懲罰規定などについては明らかにされていない²⁴。

憲章案に異議を唱えていた人々から、失望と抗議の声があがったことは言うまでもない。オタワでは即座に、連邦政府のジェイソン・ケニー（Jason Kenney）多文化主義担当大臣が、60号法案と、権利と自由のカナダ憲章（Canadian Charter of Rights and Freedoms, 以下、カナダ人権憲章）との適合性について疑義を表明した²⁵。

2. 「ケベック価値憲章」をめぐる争点

では、同憲章の何が問題視されているのだろうか。反対論の根拠に着目しながらみていきたい。

2.1. 専門家による是非の根拠

当該分野の専門家であるケベック州の学者や研究者、法律家らの同憲章に対する反応を、メディア等に掲載された意見や、筆者が同憲章案の公表前後に現地で行った意見聴取を踏まえて分類するならば、およそ次のように区分することができる。

第1に、もっとも多数派を占めていると思われるのが、憲章じたいを受け入れがたいものとし、特に宗教的シンボル着用の禁止に強く反対する人々である。第2が、「ケベックの価値」という考え方には異議を唱えつつも、宗教的シンボルの禁止を含むライシテの憲章化には賛同する人たちである²⁶。前者に比べれば割合的には少ない印象だが、フランスの共和主義理念を信奉する人々も含み、一定の存在感を持っているといえる。そのなかの一部の学者らが、ケベック党が今回の憲章案を構想する過程で少なからぬ影響力を持ってきたのではないかと推測される。そして第3が、少数派だが「ケベックの価値」の重要性に共感し同憲章を支持する人々である。

批判論者の多くは、憲章案におけるライシテの捉え方と、公務員に対する宗教的シンボル着用禁止がケベック人権憲章ないしはカナダ人権憲章に抵触することを問題視する点でほぼ共通している。また、「ケベックの価値」という考え方についても疑義を唱える。以下、これらについて具体的にみていきたい。

2.1.1. ライシテ観をめぐって

批判論者たちは憲章案におけるライシテ観、すなわち「国家」のライシテと個人のライシテが混同されていることを何より問題とする。こうした立場は『ブシャール＝テイラー報告』の説く「開かれたライシテ」観に近く、同報告の考え方に従うべきとの主張もある²⁷。

同報告では、ライシテとは、それを支える4つの原則、すなわち、1. 個人間の精神的平等、2. 良心と信教の自由、3. 教会と国家の分離、4. 宗教・信条に対する国家の中立性、からなり、ライシテの最終目標である第1と第2の原則を実現するために、第3と第4の原則を制度化するものであるとする。したがって、良心と信教の自由（第2の原則）という目的のために、国家の中立性（第4の原則）とは、宗教的表現を妨げるのではなく、むしろそれを奨励すべく構想されるべきと主張する。フランスでは公立学校における宗教的シンボルの着用が制限されているが、それは国家の中立性を特殊な歴史的理由によりきわめて広範囲に規定しているためである。公的空間における特定の宗教的表現を排除するようなライシテのあり方は、ケベックにはふさわしくないと、同報告は主張する。そして、ライシテの最終目標（第1と第2の原則）のために、それに合う制度的枠組み（第3と第4の原則）を構築することが同報告の提唱する「開かれたライシテ」であり、これこそが、これまでケベックが歴史的に歩んできた道であると主張する（ブシャール、テイラー、2011, pp.84-86）。さらに、公務員に対する宗教的シンボルの着用については以下のように記している。

われわれは当然のことながら、公務員が誠実かつ公平に職務を遂行していると考えている。単に宗教的シンボルを着用しているからといって、かれらはこうした仕事ぶりを放棄してしまうのだろうか。われわれはそう考えていない。公職においてあらゆる宗教的シンボルの着用を禁じてしまうと、特定の宗教の信者が公職に就くのを阻んでしまうことになる。このことは、良心と信教の自由と矛盾し、多様化の進行が著しいケベックの人口を公務員の構成に反映させようとする取り組みを、相当程度歪めてしまう。また、市民の平等性（第1の原則）を侵害することにもなる（ブシャール、テイラー、2011, p.87）。

特筆すべきは、同報告が、公務員の宗教的シンボルの着用を一律に禁止すべきことに異を唱えつつも、特定の職については、その職務の性質が「国家」の中立性を体現するものであるゆえに留保されるべきだとしている点である。具体的には、州政府により任命された判事ならびに検事、警察官、州議会議長を挙げている（ブシャール、テイラー、2011, pp.87-88）。

なお、同報告では、州議会場にある十字架や市議会での冒頭の祈祷も、政府と特定の宗教との結びつきを示すものであり、ふさわしくないとしている（ブシャール、テイラー、2011, p.89）。州議会場の十字架の是非については、以来注目の話題となっており、今回の議論においてもしばしば登場している。マロワ政権は当初、州議会場の十字架を、宗教的シンボルではなくケベックの歴史的な文化遺産として見なし、撤去する必要はないとの立場をとっていた。これに対し、州議会場という「国家」のライシテを体現すべき空間で十字架を容認するのはダブルスタンダードではないかとの批判が高まったため、後にドゥランヴィル大臣は十字架を撤去するか否かの選択は州議会の決定に委任すると述べている²⁸。

宗教的シンボルに関する定義の曖昧さについては、多くの論者が指摘するところである²⁹。カトリックに限らず、それ以外の宗教的シンボルについても、歴史的、文化的要素を有しているはずであり、純粹に宗教的であるとする根拠は明示可能であろうか。また、宗教的理由というよりも生活習慣として、あるいは自分らしさの表明としてスカーフを被っている女性も少なくない³⁰。宗教的シンボルと見なされているものにおける宗教性じたいの評価は実はきわめて困難であり、主流社会側からの一方的な判断となりかねない。

2.1.2. 宗教的シンボル禁止の合憲性をめぐって

「開かれたライシテ」観を支持する立場からは、公務員であれ宗教的表現を禁止することは彼（女）らに対する不当な差別にほかならないと映る。それは上述の『ブシャール＝テイラー報告』でも言及されていたように、複数の基本的な権利を侵害することになる。この点についてケベックの人権及び青少年の権利委員会は、9月10日の憲章案に対する緊急コミュニケにおいて明確に、信仰の表明はケベック人権憲章で保障されており、公務員に対する宗教的シンボル着用の禁止は、表現の自由を侵害するだけでなく、雇用の平等への権利にも抵触すると警告する³¹。

当然ながらマロワ政権はそれも織り込み済みで、そのためにケベック人権

憲章の改定を 60 号法案に盛り込んでいる。しかし、仮にこの法案が可決されて同人権憲章が改定されることになったとしても、カナダ人権憲章というもう一つの壁が立ちふさがる。60 号法案を合法化することは、カナダ人権憲章第 33 条に基づいて「適用除外」権限を発動しない限り³²、困難であるというのが、ケベック州を含むカナダの法律家の多数派の見解である³³。

それに対して、ケベックとカナダの双方の人権憲章において公務員に対する宗教的シンボルの着用禁止は合憲であるとする主張もある。ライシテの憲章化の推進者であり、ケベック連合 (Bloc Québécois) ならびにケベック党の議員の経歴を持つ法学者のダニエル・タープ (Daniel Turp) は、双方の憲章とも、宗教の基本的自由が制約を受け得ることを規定しているとして、次のように説明する。

カナダの憲章の第 1 条は、自由民主主義社会においては、明らかに正当化され得る場合、法で規定された合理的な制約を受けることがあり得ると規定している。同様に、ケベックの憲章の 9 条の 1 は、「基本的な自由と権利を行使する際に、人は民主的な価値や公秩序、ケベック市民の全体福祉に対して然るべき配慮をしなければならない」とし、「この点において自由と権利の範囲およびそれらを行使する上での制約は法で定めることができる」と追記する。

その上で、タープは「ケベック価値憲章」が、勤務中の公務員のみに限定し、しかも、これ見よがしな宗教的シンボルの着用のみを禁止対象とする限り、宗教の基本的自由の侵害は最小限にとどまると主張する³⁴。他方でタープは、60 号法案に関して「適用除外」権限を発動すべきことをマロワ政権に強く進言しており³⁵、このことは合憲性の主張がきわめて少数派であることを自覚していることの証左であるといえよう。

2.1.3. 「ケベックの価値」をめぐる

学者の多くは、ライシテの憲章化に対する立場の違いにかかわらず、「価値」というのは本来、個人的なものであり、政府が介入したり押し付けたりすべきではないとして、「ケベックの価値」という表現に抵抗を示す傾向にある。前述の法学者タープが提案する「ライシテのケベック憲章 (Charte québécoise de la laïcité)」をみても、「価値」という言葉はいっさい使われていない (Turp, 2013)。実は、ケベック党の公約では、これと同じ名称が使わ

れている³⁶。マロワ政権が敢えて「ケベックの価値」を前面に打ち出したのは、後述するように、移民に不安を感じる人々に訴える効果を狙ったと捉えることもできる。

一方、ケベックの価値の一つとして「男女平等」が過剰に強調されていることに疑義を唱える論者もいる³⁷。これにより、女性に抑圧的だとされるイスラームのイメージを喚起させ、スカーフ着用禁止の正当化を図っているかにみえる。しかしながら、宗教的シンボルの着用禁止によって不利益を被る可能性が高いのは、イスラームの場合はスカーフを被ることを選択した女性であり、ここにむしろ深刻な女性差別が生じてしまう。

「ケベックの価値」に対する知識人の評判は概して芳しくない一方で、それを擁護する立場から政府の憲章案を支持する学者もいる。ケベック大学モントリオール校のマチュー・ボック＝コーテ (Mathieu Bock-Côté) 研究員は、自身の立場が学界では1割にも満たない少数派に属すると前置きした上で、ブシャール＝テイラー委員会ははじめケベックの知識人たちが移民に対するフランコフォン住民一般の不安を体感していないと批判する。彼(女)らに必要なのは、楽観的にアコモデーションの意義や「開かれたライシテ」の推進を説くことよりも、「我々こそがケベック社会の主人である」という安心感を与えることであると主張する。よそから来た移民は「我々」の流儀に合わせるべきなのであり、その意味で「ケベックの価値」の擁護をあらためて表明する憲章案をマロワ政権の勇氣ある試みとして評価する。なお、付言するならば、彼自身は決して移民の受け入れじたいに異を唱えているわけではない。ケベックに移民を受け入れない選択肢はもはや存在しないという認識のもとで、移民の側にホスト社会の価値や文化をより尊重することを求めているといえる³⁸。

2.2. ケベックの世論

では、実際にケベックの世論は「ケベック価値憲章」をどの程度好意的に受け止めているのだろうか。先に見た9月10日の憲章案に対するパブリック・コメントの総括では、条件付きの賛成を加えると7割近くが政府案を支持しているとされた。ところが、関連する各種の民間による世論調査では、それとはやや異なる結果が示されている。

たとえば、9月中旬にレジェー (Léger) 社が行ったケベック州民を対象とした調査によると (調査対象 2000 人)、全体の 43 % が憲章案に賛成、42 %

が反対で拮抗している。母語別にみると、フランコフォンでは49%が賛成であり、反対の34%を上回っているのに対し、アングロフォンでは72%、アロフォンでは66%が反対している。モントリオールに限定すると、49%が反対し、賛成の40%を上回っている。母語別では、フランコフォンの過半数の55%が賛成している一方で、アングロフォンの79%、アロフォンの67%が反対である³⁹。また、10月中旬にラジオ・カナダの委託でCROPが実施した調査では（調査対象1001人）、モントリオールに限ると、40%が強く反対し、強く支持するのは18%にとどまっている⁴⁰。

世論調査の結果はサンプルの抽出方法や規模、質問の仕方等に左右されるため、常に慎重に扱うべきものである。とはいえ、民間の調査結果のいずれにおいても、政府のパブリック・コメントの集計に比して、憲章への反対者の割合が高くなっていることは無視できない。他方、政府の集計にはないが、ケベック州内ではモントリオールの方がそれ以外の地域よりも反対者の割合が高く、また母語別ではフランコフォンに賛成者が多く、逆にアングロフォンでは反対者の割合が高いという傾向が、いずれの民間調査でも示された。

なお、ケベック外のカナダについては、英語圏の主要紙をみる限り、「無意味で軋轢を招くもの」、「アイデンティティ・ポリティクスに訴えるもの」、「誰もがまともに支持することなどあり得ない試み」など、各界の論者は総じて手厳しい⁴¹。

連邦政府や他州からの厳しい反応は、そしておそらくケベック内からの批判も、マロワ政権にとっては十分に想定内でのことであろう。憲章案の公表前にその内容を意図的にメディアにリークしたのが事実だとすれば、敢えて論争の拡大を狙っていたこともうかがえる。したがって、「ケベック価値憲章」がいかなる政治的意味を担っているのか、より端的にいうならば、いかなる政治的意図の産物であるのか、という点を問う必要がある。

3. 「ケベック価値憲章」の政治的背景

「ケベック価値憲章」に反対する専門家たちの意見には、その内容的な問題とともに、このタイミングで法案化する必然性について疑問視する声が少ない。マロワ政権は同憲章が必要とされる理由として、宗教的アコモデーションを規制しないとさらなる社会的緊張を招来するかのような「危機言説」を前面に打ち出している。しかしながら、論者たちは『ブシャール＝テイラー報告』以降、そうした危機が認識されるような状況は特に起こってい

ないと捉える⁴²。「危機」と称された2006-7年にしても、実際には問題となったアコモデーション事例のほとんどはメディアによるねつ造であったことが、ブシャーレ=テイラー委員会の調査で明らかにされている。しかも、アコモデーションはこれまでも種々の判断基準に照らして実践されてきており、すでに十分に「規制」されているはずだと主張する。この点については、ケベックの人権及び青少年の権利委員会も同様の見解を表明している⁴³。

「ケベック価値憲章」の提案は、2014年春に州議会選挙を行う可能性を見込んだ選挙民へのアピールであるとするのが大方の見解である。ケベック党は2007年の州議会総選挙において、野党の第三党に後退するという歴史的敗退を経験した。その原因は、当時、白熱していたアコモデーション論争を背景に、ケベック民主行動党(ADQ)がアコモデーションに対する強硬姿勢によってケベック党支持者の票を吸収したからだとされる。加えて、2012年の州議会総選挙ではケベック党が辛勝したものの、かつての支持基盤の選挙区においてケベック未来連合(CAQ)の注目すべき躍進があり、現在のマイノリティ与党としての立場を余儀なくされた。今回の憲章は、人々に再びアコモデーションへの不安感を呼び起こし、「ケベックの価値」を守るべく、宗教的シンボルの禁止という論争的な解決策をアピールすることで保守層からの支持回復を狙う政治戦略としての要素が強いとする⁴⁴。

加えて、ケベック党の存在意義という観点からより注目すべき、もうひとつの政治的意味についても指摘しておきたい。筆者は、同憲章がケベックの主権構想において重要な意味を担っているのではないかと考える。ケベック党の公約に明示されているように、「ライシテのケベック憲章」は主権構想の実現に向けた、ケベックの憲法制定に準じる制度構築として位置づけられているからである⁴⁵。憲法の制定は2008年の公約にも言及されているが、ライシテの憲章は2012年に初めて登場している。アコモデーションをめぐる騒動を契機として、ライシテの厳格化はカナダの他州との差異化を図ることのできるケベックの新たな「独自性」として「発見」されたのではないだろうか。

ケベック・ネイションのアイデンティティは、他者との差異化が顕著であればあるほど強化される。その差異はできるだけ多い方が主権構想には有利にはたらくだろう。そうした差異化を支える上で、フランス語はこれまで決定的な役割を果たしてきたといえる。しかし、フランス語を除けば、ケベックが他州との違いを打ち出せるものはほとんどないといってよい。多文化主

義 (multiculturalism) の対抗概念としてのインターカルチュラリズムにしても、フランス語の共有以外に両者の違いを決定的に示すことは現状では難しい⁴⁶。しかも、それがケベック州政府の政策として公式化されているわけではなく、ましてやケベック党はその推進に消極的である。また、今回の憲章では男女平等の理念が「ケベックの価値」として強調されているが、これがカナダの価値でもあることは自明である。

それに対して、「ライシテ」は、それじたい英語に由来しないフランス語に独自の概念である。宗教的シンボルの禁止を含め、その先行モデルはすでにフランスにあり、それを参照しながらケベック的なあり方を模索することができる。タープの表現に倣うならば、ライシテ憲章を制定する意義は、「真にケベック的なライシテのモデル (modèle authentiquement québécois de laïcité)」(Turp, 2013) を構築することなのである。ここにおいて、カナダの他州との差異を明確に打ち出すことが可能となる。

このように「ケベック価値憲章」を捉えるならば、それに対するカナダの他州からの批判が大きいほど、また、同憲章の合憲性をめぐる裁判闘争が話題を呼ぶほど、主権構想を推進する上で好都合といえるだろう。これまでもケベック党は、とりわけ連邦政府との裁判闘争のプロセスを、その結果にかかわらず、ケベックの独自性をカナダ内外に喧伝し、ケベック州民の結束を高める上で格好の機会として見なしてきた観もある。

しかしながら、「フランス語憲章」と「ケベック価値憲章」とでは、マイノリティに対する姿勢においてまったく異なる方向性を持っていることを指摘しておかなければならない。前者は、少なくともいわゆるエスニックなフランス系カナダ人から、フランス語を共有するマルチエスニックなケベック人へという、ケベックのナショナル・アイデンティティ観の変容を促した点で包摂を志向する制度として機能してきたといえる (丹羽, 2013)。それに対して「ケベック価値憲章」は、現行のままでは宗教的マイノリティを排除するための装置になりかねないだけでなく、宗教的マイノリティの内部にも、スカーフ着用のは非をめぐって対立を招いてしまうだろう。

憲章の提案は、すでに主権主義者たちにも分断をもたらしている。政治の舞台では、長年、主権構想の理解者かつ協力者であったレバノン出身のマリア・ムラニ (Maria Mourani) 議員 (彼女はスカーフを着用していない) が、憲章案に異議を唱えたためにケベック連合から除名された。さらには、最も熱心な主権主義者の一人である元州首相のジャック・パリゾー (Jacques

Parizeau) からも、憲章案は行き過ぎとして一蹴されている⁴⁷。

結びに代えて

これまでの「ケベック価値憲章」をめぐる論争は、多元主義の動向を読み解く上で、いかなる課題や論点を浮き彫りにしているのであろうか。

ひとつは、社会の多文化・多宗教状況に対する現状認識に関して、いわゆる知識人と一般の人々との乖離が広がりつつあるのではないか、ということである。宗教的アコモデーションへの危機感が未だ少なからぬ人々に共有されているとすれば⁴⁸、ブシャール＝テイラー委員会の調査や提言は結局のところ、それほど受容されていないということである。その状況と背景をどのように捉えるべきか。フランコフォンとアングロフォン、モンリオールを中心とする都市部と地方、ホスト社会と移民という、いわば既存の二重性に加えて、一部の知識人と一般大衆との社会観の隔たりは、ケベック社会を分断する亀裂をいっそう重層化していくのであろうか。亀裂の重層化という現象は、社会によって固有性を持ちながらも、ケベックを超えて多くの多文化社会が共有する問題でもある。

他方で、『ブシャール＝テイラー報告』が知識人たちにあまねく支持されているわけではない⁴⁹。むしろ、「開かれたライシテ」観の提唱は、図らずもライシテの厳格化を志向する対抗的な動きを活発化させたのではないだろうか。マロワ政権の「ケベック価値憲章」も単に選挙対策にとどまらず、そうした今日のうねりに共振するものとして捉えることができよう。人々が「アコモデーション危機」に囚われ続けている一方で、知識人の間ではケベック的なライシテのあり方をめぐるせめぎ合いが顕在化しつつある。それは多文化社会としてのケベックの方向性にどのような影響を与えていくのだろうか。

本稿を終えるにあたって、ブシャール＝テイラー委員会による「開かれたライシテ」に基づくケベック的解決への模索が、実はフランス側から熱いまなざしを向けられていたことを記しておきたい。日本でも翻訳された『フランスにおける脱宗教性（ライシテ）の歴史』の著者ジャン・ボベロ（Jean Baubérot）は、ケベック滞在中に同委員会の活動をつぶさに観察し、2008年に *Une Laïcité interculturelle : Le Québec, avenir de la France?*（インターカルチュラルなライシテ——ケベックこそフランスの未来？）と題する著作をパリで上梓した⁵⁰。彼は今回のケベックの動向を、どのように眺めているのであ

ろうか。

付記：上記を脱稿後の 2014 年 4 月 7 日に行われたケベック州議会総選挙により、60 号法案に批判的なケベック自由党が政権を採ったため、同法案は事実上、廃案となった。マロワ政権が敗北したとはいえ、同法案が一定程度の支持を得ていたこと、またケベック社会に対してライシテのあり方を本格的に問い直す契機となったことは、十分に留意される必要がある。今後の議論のゆくえが注目される。

(いいざさ さよこ 東北文化学園大学准教授)

注

- 1 当初「ケベック価値憲章」という名称で公表され、60 号法案として州議会に上程された際には名称変更されたが、当初の名称で呼ばれることが多いため、本稿でも両者の総称としてそれを用いる。
- 2 宗教的シンボル着用禁止の対象は、厳密には後述するように日本の「公務員」概念よりやや広い。
- 3 *laïcité* は、脱宗教性や脱宗教化、世俗主義などと訳されるが定訳はない。
- 4 たとえば 1990 年代に公立学校における生徒のスカーフ着用の是非をめぐって問題化した際、禁止は宗教に基づく差別であり、公教育を受ける権利や学校を自由に選択する権利を否定し平等への権利にも抵触するとして、着用は擁護された。Conseil du statut de la femme, 1995 および飯笹、1996 を参照。
- 5 *accommodement* という語は、調整や調和、和解などと訳されるが、*accommodement raisonnable* がアメリカに由来するアングロサクソンの法的概念であることから、本稿では英語の *accommodation* のカタカナ表記を用いる。なお、上述の法的概念は、本来、労働の分野において規範を厳格に適用することによって、かえって平等の権利を侵害するような差別が生じた場合、それを解消するために調整が図られたことに由来する。近年では法的な狭義の意味を超えて、宗教的、文化的な多様性に関わるさまざまな調整を意味する表現として使われるようになっていく。同法的概念の誕生と展開、アメリカとカナダ、ケベックにおける運用の相違については、Bosset & Claire-Foblets, 2009 を参照。
- 6 当時のアコモデーション論争およびブシャール = テイラー委員会の活動については、竹中, 2009、飯笹, 2009 を参照。
- 7 報告書はアコモデーションの定義や指針、運用状況、インターカルチャリ

- ズムやライシテの考察、政策提言を含む (<http://www.accommodements.qc.ca/>)。要約版の邦訳はブシャール、テイラー、2011 を参照。
- 8 シャレ政権は 2010 年にブルカやニカブの着用を禁止する 94 号法案を州議会に上程したが、2012 年 8 月の議会解散により廃案となった。
 - 9 *Parce que nos valeurs, on y croit* は 9 頁の *propositions gouvernementales*、その 2 頁の要約版、21 頁の *le document d'orientation*、その 1 頁の要約版の 4 種類ある。<http://www.nosvaleurs.gouv.qc.ca/fr#faq> を参照 (2013 年 12 月 20 日閲覧)。
 - 10 *Parce que nos valeurs, on y croit : propositions gouvernementales*.
 - 11 ケベック州では、しばしば自州を *État* (国家) と表現する。
 - 12 *Parce que nos valeurs, on y croit : propositions gouvernementales*, pp.8-9.
 - 13 « Charte des valeurs: un « acte d'exclusion absolument terrible », dit Charles Taylor », *Le Huffington*, 20 août 2013.
 - 14 « Charte des valeurs québécoises - Brûler pour ne pas s'éteindre », *Le Devoir*, 3 septembre 2013.
 - 15 « Le maire de Calgary invite les Québécois mécontents à s'établir dans sa ville », *La Presse*, 4 septembre 2013.
 - 16 « La Charte pourrait menace le recrutement à l' étranger », *Le Soleil*, 12 septembre 2013.
 - 17 « Un hôpital ontarien se sert de la Charte des valeurs pour recruter », *La Presse*, 13 septembre 2013.
 - 18 « Charte des valeurs: l'île de Montréal se rebiffe », *La Presse*, 11 septembre 2013.
 - 19 « Charte de laïcité : « Je veux que Gatineau se prononce », soutient Pedneaud-Jobin », *Radio-Canada*, 7 novembre 2013.
 - 20 « Des milliers de voix contre la charte des valeurs », *Radio-Canada*, 14 septembre 2013.
 - 21 その後、憲章案を支持するデモも行われたが参加者も少なく、それほど目立たなかったようである。
 - 22 60 号法案の全文は http://www.nosvaleurs.gouv.qc.ca/medias/pdf/Projet_de_loi.pdf を参照 (2013 年 12 月 20 日閲覧)。
 - 23 「移行期間」として全ての公務員には 1 年間で与えられる一方で、CEGEP や大学、自治体にはさらに 4 年間で追加され、計 5 年間となるが、それ以上の更新は認められない。ただし、医療機関に限ってはさらに 4 年間の更新が可能とされるが、更新は一度のみである。
 - 24 実際に宗教的シンボルを着用する公務員の数は定かではなく、担当大臣もその質問に答えられなかった。

- 25 « Ottawa prêt à contester la charte des valeurs », *Radio-Canada*, 7 novembre 2013.
- 26 近年のケベックの知識人らによるライシテ憲章の制定を目指す動きについては Turp, 2013 を参照。
- 27 たとえば、Jean-Pierre Proulx, « Il faut refuser l'instrumentalisation de la laïcité », *Le Devoir*, 30 août 2013、Jérôme Lussier, « Le mirage de la Charte », *L'actualité*, 20 octobre 2013 など。特に前者は『ブシャーレ=テイラー報告』の提言を強く支持している。
- 28 « Québec maintient l'interdiction des signes religieux pour les employés de l'État », *Radio-Canada*, 7 novembre 2013.
- 29 たとえば、憲章に反対する知識人のグループ Pour un Québec inclusif (<http://quebecinclusif.org/>) など。
- 30 スカーフを被る理由が個人によって様々であることについては Conseil du Statut de la Femme, 1995 を参照。
- 31 Communiqué, 17 octobre 2013 : <http://www.cdpdj.qc.ca/fr/medias/Pages/Communique.aspx?showitem=593>.
- 32 カナダ人権憲章の第 33 条は notwithstanding clause/ clause dérogatoire と呼ばれ、違憲判決を覆し、州法を連邦憲法に優先させることを認めている。たとえば 1988 年にロバール・ブーラサ (Robert Bourassa) 政権は、フランス語憲章 (101 号法) に関するカナダ連邦最高裁の違憲判決に対して、この権限を発動した。なお、ケベック州政府は第 33 条を含む 1982 年カナダ憲法を正式には承認していないことを特筆しておきたい。
- 33 'Folio: Quebec's Charter of Values', *The Globe and Mail*, September 14, 2013.
- 34 同上。
- 35 Daniel Turp, « Charte de la laïcité - Québec devrait user de la clause dérogatoire », *Le Devoir*, 11 novembre 2013.
- 36 ケベック党の公式ウェブサイト参照 : <http://pq.org/realiser-la-souverainete/>. (2013 年 12 月 20 日閲覧)。
- 37 ケベック大学モントリオール校の法学者ピエール・ボセ (Pierre Bosset) 教授 (2013 年 9 月 6 日、モントリオールにて意見聴取) など。
- 38 2013 年 9 月 9 日のモントリオールでの意見聴取より。
- 39 « Projet de Charte : 43% des Québécois pour, 42% contre », *La Presse*, 16 septembre 2013.
- 40 « 58% des Montréalais s'opposent à la charte », *Radio-Canada*, 16 octobre 2013.
- 41 いずれも、2013 年 9 月 11 日にトロントに本社のある *National Post* 紙に掲載された表現である。

- 42 法学者としては前述のケベック大学のボセ教授（アコモデーションの専門家）
ヤラルバル大学ルイ-フィリップ・ランプロン（Louis-Philippe Lampron）教授（9
月12日、ケベックシティーにて意見聴取）など。
- 43 同委員会は同じ意見書で、男女平等の原則に関しても、1975年のケベック人
権憲章の採択以来、性差別に対する保護規定が存在している上に、2008年には
さらに50条の1を挿入し、両性平等を保障する権利の強化さえ図られている
ことを指摘している。
- 44 カナダ研究学会会長で元カナダ・ユダヤ会議役員のジャック・ジェドワブ
（Jack Jedwab）氏は、同憲章の提案がケベック党の選挙対策としての政治パフ
ォーマンスに過ぎないと言い切る（2013年9月6日のモントリオールでの意
見聴取より）。
- 45 注36と同様。
- 46 インターカルチュラリズムについて詳しくは Bouchard, 2013 を参照。また、
その多文化主義との相違、類似点について、さまざまな論者の見解をレビュー
したものとして、Rocher et.al, 2007 を参照。
- 47 « Parizeau veut offrir une sortie de crise au gouvernement », *Radio-Canada*, 3
octobre 2013.
- 48 2013年5月にケベック州政府の民主的制度および市民参加局が公表した、ア
コモデーションや宗教的シンボル着用の是非に関する世論調査（レジェー社に
委託）によると、ケベックのフランコフォンの8割以上が現在もなお宗教的ア
コモデーションの問題に懸念を抱いていることが示された。*Que pensent les
Québécois des accommodements religieux ? Rapport final*, Avril 2013 :
[http://www.institutions-democratiques.gouv.qc.ca/laicite-identite/documentation/
sondage-accommodaccomm-rapport.pdf](http://www.institutions-democratiques.gouv.qc.ca/laicite-identite/documentation/sondage-accommodaccomm-rapport.pdf)（2013年12月20日閲覧）。
- 49 『ブシャール=テイラー報告』に対する知識人の反応については、Gagnon
(dir.), 2010 を参照。
- 50 なお、フランスの「厳格なライシテ」というイメージが必ずしも現実に即し
たものではないことを、ケベックとの比較の視座から考察した興味深い論考と
して、伊達、2010 を参照。

参考文献

- Bosset, Piere & Marie Claire-Foblets (2009) ‘Accommodation diversity in Quebec and Europe : different legal concepts, smilar results ?’, *Institutional Accomodation and the Citizens : Legal and Political Interaciton in a Pluralist Society*, Council of Europe

Publishing.

- Bouchard, Gérard (2013) *L'Interculturalisme: Un point de vue québécois*, Montréal: Boréal.
- Bouchard, Gérard et Taylor, Charles (2008) *Fonder l'avenir: Le temps de la conciliation*,
Gouvernement du Québec (ジェラルド・ブシャール、チャールズ・テイラー編
(竹中豊・飯笹佐代子・矢頭典枝訳)『多文化社会ケベックの挑戦——文化的差
異に関する調和の実践 ブシャール=テイラー報告』明石書店、2011年。)
- Baubérot, Jean (2008) *Une Laïcité interculturelle: Le Québec, avenir de la France?*, Paris:
L'Aube.
- Conseil du statut de la femme (1995) *Reflexion sur la question du port du voile à l'école*,
Gouvernement du Québec.
- 伊達聖伸 (2010) 「2つのライシテ——スタジ委員会報告書とブシャール=テイラ
ー委員会報告書を読む」『宗教法』第29号、117-141頁。
- Gagnon, Bernard (dir.) (2010) *La diversité en débat: Bouchard, Taylor et les autres* :
Edition Québec Amérique.
- 飯笹佐代子 (1996) 「ケベックのスカーフ問題」『カナダ研究年報』第16号、74-80
頁。
- (2009) 「多文化社会ケベック、共存への模索——「妥当なる調整」をめぐ
る論争」『ケベック研究』創刊号、62-74頁。
- 丹羽卓 (2013) 「マルチナショナリズムとケベックのネイション化に占めるフラン
ス語の中心的地位」『ケベック研究』第5号、65-82頁。
- Rocher, François et als. (2007) « Le concept d'interculturalisme en contexte québécois:
généalogie d'un néologisme », Rapport présenté à la Commission de consultation sur
les pratiques d'accommodement reliées aux différences culturels (CCPARDC).
- 竹中豊 (2009) 「アイデンティティの「危機」か新しい「調和」か——ケベックに
おける『ブシャール=テイラー・コミッション』の報告の投げかけるもの」『カ
リタス女子短期大学研究紀要』第43号。
- Turp, Daniel (2013) « L'adoption et la mise en oeuvre d'une charte québécoise de la laïcité
(notes pour une allocution) », dans le cadre du colloque sur les nationalismes québécois
face à la diversité ethnoculturelle à Université du Québec à Montréal, 16 mai 2013.

*ケベックでの現地調査は、2013年度日本ケベック学会奨励賞に負っている。関
係各位にこの場を借りて謝意を表したい。また、本稿は科学研究費助成事業
(基盤研究C)の成果の一部である。